

いたぶ
市民を甚振り罪人に仕立てた適用「罰則規程」の審査を求めて

5

[願意]

- 10 ○「一報があれば、お助け出来ましたのに」(船橋市企画財政部 [REDACTED])。
- [REDACTED]係長が残念さを覚えたのは「庁舎内の秩序維持に支障をきたすと所属長(室管理者)が判断した場合は、庁舎管理者に連絡する」(「不当要求行為等対応マニュアル」5頁、千葉市発行)手引きの「機能が働いていれば」との思いが、脳裏を掠めたからでしょう。
- 15 それは、そうです。「来庁されていた市民に幹部連3名が近付き、取り囲んで「名乗らず、用件を示さず」に小一時間も拘束し、船橋市に救助されるや、[REDACTED]が「訴えるからな」との脅しの電話を寄せ、して又、[REDACTED]課長[REDACTED]が「もう、関わらない」めいた絶縁状を寄せ來たって、挙げ句に公務執行妨害だと、弁護士3名を雇って告訴の手続を踏み、市民を罪人に仕立て上げた事件の報告を受けたのですから、所属長の落ち度あってしても、公正な職務遂行確保の任にある担当課としては、「未然に防げ無かったものか」と悔やむ心境は、宜なるかなの執務姿勢と判するが筋でしょう。
- 20 「危機管理」対策は防災に限らず、市民・団体の不当要求、言うを待たず^{のぼ}府内での秩序維持にまで及ぼざるしてならず、分掌事務方に所属長を据えていながら、庁舎内で不始末を起こしたにあっては、庁舎管理者の、当該所属長らへの指導不足と監督不行き届きが問われなくしてなりません。
- 25 ○事例に上せた事件は、直接的には教育委員会事務局の部長・課長・係長が巻き起こした、全国的にも極めて希な、前例を見ない出来事です。
- 30 「理由」(4頁以降)の実態に照らして、適用の「船橋市条例・規則・要綱」は「庁舎内の秩序維持態勢」(船橋市企画財政部財産管理課所管)と船橋市及び同市教育委員会の「組織と職員の責務」(職員課)に関わる「庁舎管理規則」、「職員服務規程」・「職員倫理条例・規則」に限り、援用するに「船橋市人材育成基本方針」(平成27年4月)、それに千葉市に見られる「不当要求行為等対応マニュアル」・「接遇マニュアル」等の範疇を超えるものではありません。
- 35 然れば、先ずは庁舎内での「違反者に対する処置」は庁舎管理者(千葉市では「局長」が最高責任者)の専権事項であり、公務執行妨害罪で訴えるに至るに於て

は、千葉市では「公正職務推進委員会」（総務局長・総務局総務部長・財政局資産経営部長・（中略）教育委員会事務局教育総務部長）の「裁定結果」に基づく、事務手続が踏まれて居なくしてならない手筈になっています。

⑩因って以て事件は、全て船橋市教育委員会事務局企画部教育総務課の分掌事務（秘書担当）の不始末に起因し、「第98条」に照らして「日報」及び「局長等の指示・対応結果」等で編まれた「職員の基本姿勢」に基づく、教育総務課長提出の「不適正要望等対応報告書」・「要望等対応状況報告書」及び「不当要求行為等の発生時の対応」を明らかにする「不当要求行為等対応状況報告書」等を提出させ締め、「船橋市例規集（主に「公正職務の執行確保に関する要綱」・「職員服務規則・規程」・「職員倫理条例・規則」・「対応マニュアル」）」に照らしての検証・審議が非ずしては結果が見えません。

○千葉県庁は庁舎内のトラブルで「警察を立ち入らせた事例なく、来庁者を警察へ突き出した事例もない」（公聴室）とし、「千葉県庁舎管理規則」に「禁止された行為があった場合には、直ちにその行為の中止又は室からの退去を命じることができる」（第3条4）とし、第8条「中止命令等」に於ても「退去命令」が限度とし、政令都市の千葉市も又「公務執行妨害罪として手続きを踏んだ記録は、確認出来る範囲ではございません」（令和元年11月15日「記」人事課）との所見を寄せられ、且つは、

55

禁止行為等に違反した者への罰則を定めている規定は、同規則（補注：「庁舎管理規則」）第10条であり、これ以外に「罰則規定」にあたる規定等はございません。

60

また（中略）警察へ通報した事例は、本庁舎において直近過去3年で2件の事例がありますが、これは違反者に対して、市として罰則やペナルティーを科すものではなく、不法行為を行う違反者への対応を警察に委ねたものです。

（令和元年11月1日「記」、千葉市総務局総務部 [REDACTED]、千葉市財政局資産経営部 [REDACTED]）

65

との所見と共に、「罰則やペナルティーを科すには、その旨の明文の規定が必要」（令和元年11月18日、千葉市役所総務局総務部 [REDACTED]）との法的判断を寄せられ、「罰則規定」に欠ければ、罰やペナルティーを科すこととは出来ないとの「回答」書を寄せ來たっています。詰まり、市民を刑事罰として訴えるには、「罰則規定」に照らして十分条件を備えての処置であったかが問われると云うわけです。

◎願意の1 寄附金・基金の元締め元 [REDACTED] 課長 [REDACTED] 氏、委員会事務局の担当責任者であった元 [REDACTED] 課長 [REDACTED] 氏（基金創設者・基金処分は不当と主張する証言者。証言

録は前回提出済み)、事件当時の元 [] 補佐 [] 氏等らの意見を参酌しつつ、
75 「遺恨あって脅し、市民を訴え、罪人に仕立て上げた」となれば、「罰則規定」
は存在しない千葉県や千葉市とは異なり、船橋市には「公務執行妨害だと警察へ、
訴え、市民を罪人としても良い」とする「罰則規定」が存在せずしてならず、
因って以て、その「規程」の確認を請いて止みません
◎願意の2、而して、本事件の根底に潜む「事務局の思い込み」を整理すべく、
80 「予算の執行手続」に基づく「寄付金の受入れ」の所管課たる企画財政部財政課
長及び合議の関係にある会計管理者へ「簿冊文書の精査に基づく報告書」の提示
を求める、斯くて市民と教育委員会事務局との関係を明らかとし、因って以て仮
90 称「公正職務推進委員会」の「裁定結果」を精査しての、「罰則規定の論理的正
義」に関する「審議」(「船橋市議会委員会条例第19条」)宜しく、幹部連3名の言動
が、公務執行中の公務に相当するや否やを決め付け、市民への公務執行妨害罪適用
85 用が正当な事務手続に基づくかを審査、立証されたく陳情します。

[理由]

○曾て船橋市は「接遇、日本一を目指す」との標語を用いていました。この理念
90 は「市政運営の方針・手法を見直そうとすれば、市民・団体・企業等々との信頼
関係・協力関係の構築が先決で、それには、接遇こそが市役所へのイメージ評価、
満足度向上に結び付く」との総合的判断に基づきます。
○市民とのトラブルは、カウンター業務で発生し兼ねません。では、如何なる対
策が講じられていましょう。「船橋市職員服務規程」に当たれば「第2条 すべて職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、」(「服務の原則」訓
95 令第18号)、これでは、サッパリ要領を得ません。
対して「千葉市職員服務規程」では「第3条 職員は、法令・条例・規則及び
その他の規程を遵守するとともに、自己の職責を重んじて職務に精励し、執務に
あたっては適格迅速に行い、市民に対して親切丁寧を旨としなければならない。」
100 (「服務の原則」訓令(甲)第10号)と、「地方自治法 第1編 第2条」を条文化するに、此れぞ手本たるべきとの翻訳がなされています。
○各企業体、格別に金融機関は、守衛・警備の徹底化を図っています。千葉県庁
も又接遇にあって、懸念の廉あれば守衛の出動を以て未然のトラブル防止を図っ
ています。船橋市でも昨年度までは、守衛が在職していて「一報あれば、お役に
105 立てましたのに」(庁舎管理係)との仕組みがありました。
「庁舎内の秩序維持に支障をきたすと所属長(室管理者)が判断した場合は、
庁舎管理者(管財課庁舎管理班「庁舎内の保安及び警備に関すること」)に連絡する」
(「不当要求行為等対応マニュアル」5頁「具体的対応例」千葉市総務局総務部人事課コンプ
ライアンス推進室)を旨としていて、船橋市も又この仕組みにある筈です。

○カウンター担当職員が市民の不興を買ったとて、上司が割って入って始末し、
110 直属の上司が当該職員へ、ノウハウを伝授するという仕組みに、少なくとも外の施設、出張所等では斯くなる態勢にあり、本庁方は如何かと押し量るに、市長事務部局の中堅管理職の姿勢に照らせば、危機管理体制は整っていると判じ得ます。

引用した「マニュアル」の「3 組織的対応」策は、担当職員任せにはせず、組織的に対応して未然の防止を図るものとし、「対応状況報告書」等を作成して分析、即ち上司（局長・部長）が陣頭指揮を取つて更には、「公正職務推進委員会事務局（総務局総務部人事課）」へ報告して云々とあります。

この事は「千葉市職員服務規程 第3条 服務の原則」を本則とする、別表「接遇・不当要求行為等」^{もどき}あれば、先ずは、職員の対応を問題視せねばならぬを、独善的に非を市民・業者に押し付け、起案していることに違和感を抱きつつも、組織内での分掌課はどうあるべきかの指針は十二分に酌み取れます。
120

○「理由」で課題とする事例を検証するに、「船橋市職員服務規程 第2条」では説明し難くも、「千葉市職員服務規程 第3条 服務の原則」を援用して精査すれば、想定の域を超えるとんでもない事が起きていたと断じ得ます。

その事件とは、室責任者管轄の通路で、複数の職員が突然現れ、市民に迫つて身分を明かさず、「用件」を問われても説明責任を果たさず、小一時間も市民を吊し上げた、それが何と、部長・課長に部を別とする係長も加わってですから、善後策を講ずる立場の管理職を欠き、それに又、██████████も絡んでいたと云うのですから、始末など付く道理があるまいという出来事でした。

██████████係長と、部を別にする██████████部長・██████████課長が、画策を以て仕出来した事件にも拘わらず、目の前にして██████████課長・課長補佐らがグルであったからであろう、他人事のように傍観していた、この事をどう解釈するかで、例えば、同僚教師虐めの現場、神戸市立須磨小学校の職員室を彷彿とさせる、始末に負えない実態にあったと見なし得ましょう。

○接触・交流があつたわけでもない市民を、拘束した挙げ句に告訴の手に出て罪人に仕立て挙げた「船橋市の冠を被った」事業体が現に存在するわけです。船橋市の基本方針「市民の不当要求行為等への対処マニュアル」に、判断を司法に委ねるとする項目があろう道理無くも、ありましようか。

現場の「保安維持管理制度」があつてであれば、市長事務部局では起こり得る必然性のない出来事が、どうして伏魔殿であればと慮れば、「あなたが船橋市の（合議制執行機関）教育委員会の代表です」との自覚欠如が根底に潜むわけです。

██████████課長・補佐らが静観していた姿勢が、部長らをして市民を、リシチさせしめる迄に至らしめていた、この、管理職としての自覚欠如、職員としての責務欠如が端無くも露呈したと知らしめられます。

◎縷々問題点を遡上に上せ、解析して論じましたが、「市の仕事ぶりの自付役」

145 として議会は、教育委員会の「組織と職員の責務」に及ぶ課題の審査及び調査を
求めます。以上。

[理由] となす「書証の1 (所管部局の実態解説書)」

150 2019年10月3日
船橋市教育委員会事務局
■ 部長 ■ 殿

考証日本史学者 朝野雅文

155 船橋市の企画に携わる参事が、伏魔殿の教育委員会へ異動なされたとて、驚き
を以て情報に接しました。

私こと、この度、刑事罰に処せられる憂き目に遭いました。それが、■も
加わっての事であれば、地方自治体の恥部として記録に残さずしてはなるまいと、
弁護士の起案文に補注をなし、然るべきして世に問うことにしました。

160 而して悪計を企て、実行に移したのが ■ 部 ■ 課長と係長のコンビで
あれば、上司へ送付する次第です。

165 地方自治体として三権分立を弁え、自前で問題解決するは「自明の理」です。
にも拘わらず、司法の手を煩わせた。それも、市民を罪人にするためであったわ
けですから、検証もせずして静観の姿勢は好ましくは映りません。

市民とトラブルを起こした際の段取りは、上司が始末を付けることになってい
ます。ところが、豈図らんや、始末を付ける立場の部長・課長・係長が挙って市
民を包囲し、問答無用の手に出た。これが通用する規則・規定になっているもの
かを篤と精査する必要があります。

170 教育委員会としては「あれっ、誘拐した」と、このように受け止められている
とや。伏魔殿だから許されると、あの「百条委員会での呆れた幕引き」を又もや
遣らかしますか。

175 某中堅幹部が「この度はチョッと。上層部と付き合いがあるのだから、情報を
少しでも流してくれていたら、こうはならなかつたかも。我タシモジモは、上の
ことが分からぬ。だから暗中模索で不始末を仕出来すわけ」(「船橋市方の財
政課 ■ 見解・会計 ■ 報告を教えていれば」の意カ)と、面倒見が悪かつたから、
この事態にと批判されました。付け足して「一人くらい、手を上げる上級幹部が
いなかつたものか」とも聞かされました。そんな奇特な人材がいれば、市民の
立場で30年間も調整や人材育成に拘わっては居りませんわね。

180 時に、こやつらの仕草を何の条例・規則規定で分析なされますや。財産管理課
は「一報が入れば、お役に立てたものを」。危機管理の認識不足、コンプライア
ンスの問題意識の不足、ハイレベルの組織形態にあって千葉市などは、『千葉市

職員のための接遇マニュアルへあなたが千葉市役所の代表です～』(平成24年3月)、
『千葉市人材育成・活用基本方針』(平成28年4月) 等々90ページにも及ぶマニュアルを備えて研修していますが、船橋市は一体どうなっていますか。市長が二度も表彰した市民を罪人に仕立て上げた、それも「名乗らず、用件も示さず、言うことを聞かないから」と、然も、最高責任者が先頭に立つて暴挙に出たわけです。

企画の参事であった、将来を嘱望されている分度を弁えれば、ここで何かを起ことねば、「課があつて部局なし」の連中と同類に私には映ります。使い者になる連中を束ねて、改革に当たられるよう期待するのみです。

ここで少しく、違法・不法行為等に走った起因にメスを入れ、披露します。

2018年1月12日、千葉県庁で [REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏、[REDACTED]
と私とで会合しました。その際に「船橋市の代表は市長公室長」との県判断が下され、連絡を取る段取りを定めました。「法245条」の適用とうものです。

この事あつて船橋市は、火種の市民を抹殺する方針を立てたと押し量ります。抑も論として「市長の管理能力の欠如」に起因する「行政手続法」違反が根底に潜む問題との風聞宜しく、取り巻き連の誰かによる決定事項「市民を抹殺しろ」に憂慮しての言動か、この一月だけで三度、[REDACTED] 部長 [REDACTED] 氏より手紙を頂戴します。それが、何が何だかサッパリ分からないとして労りの文章で結ばれ、三便目は「教育委員会のようなので、立場を別にするが、努めて」と、問題の整理、解決に当たりたいとの意思表示でした。

筋書きは飽くまでも私の臆測です。その年の一月末か、[REDACTED] 事務局長の押印でなる「届出書の下書」が舞い込み、これが曲者で、市民の出方を封じる誘いの悪の手でした。

継いで2月23日のことか、[REDACTED] 係長 [REDACTED] 氏を訪れるや報告を求められ、財政課へ案内されました。[REDACTED] が一人で居られ、開口一番「寄附の分掌事務方は財政課」とレクチャーを受ける羽目に至り、何があったのだろうと疑心暗鬼のそこへ、私との接触は厳禁との処置が執られているとの風間に接します。

時を同じくして、部長・課長の名刺がポストにあり、それが頻りとなれば薄気味悪く、東警察署へ相談に出向けば庇護してくれるとなり、早速にも[REDACTED] へ引導を渡しました。その際の一文をここに紹介します。

平成29年11月14日

船橋市教育委員会

[REDACTED] とのへ

274-0067船橋市大穴南4-3-16

北総史学研究所長 朝野雅文（82歳）

通 告 書

なにゆえ
何故以て、迷惑行為に走るや。

当方は相手方・船橋市長より「担当部局選定結果」を示す如何なる公式見解に接せず、して又、公文書を受領せずしてある。

無関係の関係にあっての接近、その意図を推し量れず、不定愁訴の極みに据えられるは拷問に等しく、迷惑至極である。

225 幾度となく接近を拒み、文書でも丁寧に拒み来たりしは、「通告書」(平成29年8月8日、[REDACTED]部長宛)を以てしても言うを待つまい。

「付き纏うのであれば、ストーカー行為として手続を踏まねば」と通告してあるにも拘わらず、回を重ねるは遺恨あってしてかやと、此の10日午後、船橋東警察署へ赴きて相談、「憚らざるに110番を」との教示あれば、以後に於ては、斯くなる態勢で対処する存念にして、再度の通告を為せば、聴と承知せられよ。

230 尚、ポストの名刺1枚は船橋東警察署へ届け、「書留等ご不在連絡票」を同封して不受理の証拠となす。

添付書

- 1、市民の声を聞く課宛「所信伺い書」、平成29年4月6日付、1枚
- 2、生涯学習部 [REDACTED]課長宛「船教社第15号への返書」、平成29年4月5日付、1枚
- 3、[REDACTED]部長宛「増補訂正事務連絡」、平成29年8月5日付、1枚
- 4、[REDACTED]部長宛「通告書」、2017年8月8日付、1枚、船橋市教育委員会

こう
効あって以後、ピタリと沙汰止みになりました。ところが又もや復活、接触の証拠を残さんと書留で便が届く始末。こうなってはと、[REDACTED]部長への負担軽減が脳裏を掠め、市長回答起案の部署は何処だと職員課へ問い合わせ、「そんな筈はあるまいに」と確認のため、教育長へ詰問する手立てを講じてアポを取り、出向けば網が張られていて、「飛んで火に入る夏の虫」と、誘拐の手に出られたという顛末を辿ります。

245 年度末のこと、電話のベルが鳴り止まず、受話器を取るや「先生から情報がないで分かりません。先生、分かっていて使っちまっているんですよ」と告げ口されます。誰だと聞えば、[REDACTED]課長補佐の[REDACTED]某とやら。「掃き溜めの連中とは付き合いたくない」と言うと「先生、私もですか」と。上司として使えた
250 係長[REDACTED]氏が「[REDACTED]さんはそんな人じや在りませんよ。評価されて」と云うものですから、「課長がワルでも、部下が足を引っ張っては拙かろう。火消しのために資料を抜き出し、燃やすものだ」と手紙を寄せました。

この[REDACTED]補佐は、どうして電話を寄せて来たか。推し量るにも余りありますが、中堅の幹部のことであれば、誘拐に至る悪計を薄々感じ取っての事であったか。例え市長の方針が「市民抹殺」であってしても、「ワルは誰だ」とおもんみれば同情心も沸くわね、とアポを取ってきたものか。この[REDACTED]補佐が内情を掌握しているのではと穿っています。

260 「服務の規則」に照らして、全国に事例がありますか。三千万円の寄附行為者を閉め出す手に出て、事もあろうに刑事事件の犯罪者に仕立て上げた地方行政機関。この以前に、寄附の事務手続は一切踏まれて居らず、意向を無視し、重ねて基金の方針までも反古にして、「寄附すると紙に書いたでしょう。だから船橋市は貰ったのだ。そこへ用途先変更なんて言って来ても聞く耳持てない」とは[REDACTED]

████████係長の弁。三千万円を寄附したが為に、三千万円が霧散と消えさせしめられ、犯罪者に仕立て上げられたわけですから、茶番劇の域を超えましょう。

「うちの課長は最後の門弟ですか」と問われる身分で、また「知らないのは潜りか新人」と評される立場にあって、この憂き目に遭わされたのです。己のことであれば言葉を控え、「不始末は指導不足。己の身から出た鏽」と受け止めざるを得ないものか、内心忸怩たる思いにあります。

(補注：一部補正)

265

270

〔理由〕となす「書証の2（「願意」の根底をなす法曹界の実態解説書）」

████████年████████第████████号 公務執行妨害被告事件
被告人 朝野雅文

275

控訴趣意書（案）

2019年6月28日

東京高等裁判所第10刑事部 御中

280

弁護人 ██████████

第1 はじめに

1 公務執行妨害罪について

285

原判決は、罪となるべき事実において、被告人が、████████（以下「████」）という。及び████████（以下「████」）に対し、手に持っていたビニール傘を振り下ろして████の右上腕部を1回叩き、さらに、同傘を振り下ろして████の右上腕部を1回叩く暴行を加え、もって前記両名の職務の執行を妨害したと認定する。

290

しかしながら、公務執行妨害罪の成立するためには、職務行為の適法性及び加えられた暴行が、円滑な職務の執行を妨害するに足りる程度のものであることが必要である。

本件において、████、████らの職務行為は違法かつ不当であり、原判決が認定する暴行の態様を前提にしたとしても、被告人に加えられたとされている暴行は、円滑な職務の執行を妨害するに足りる程度のものではない。

295

よって原判決には事実誤認があり、被告人に公務執行妨害罪は成立しない。
(補注：来庁の市民を包囲して名乗らず、用件を明らかにせず、何らかの計策を実際に移したのが████部长・████課長、████係長で、それも████も加わり、公務中に悪計遂行に出でての拉致未遂事件。)

2 暴行罪について

300 原判決は、被告人が手に持っていたビニール傘を振り下ろして、■の右上腕部を1回たたき、更に同傘を振り下ろして■の右上腕部を1回叩いたと認定する。

305 しかしながら被告人には、傘を振り下ろして被害者を叩くという暴力の故意が認められないであって、原判決には事実誤認があり、暴行罪は被告人に成立しない。

3 論述の順序

以下第2で、公務執行妨害罪における職務行為の適法性について論じ、第3で、公務執行妨害罪における暴行の程度について論じ、第4で暴行罪の成否について論じ、第5で結論を述べる。

310

第2 公務執行妨害罪における職務行為の適法性

1 職務行為の適法性の要件

公務執行妨害罪が成立するためには、妨害されるべき職務が適法なものでなければならない。そして、職務行為が適法であるというためには、

315 第1の要件として、職務の執行が法令上、客観的に確定される権限、つまり抽象的権限の範囲内にあることが必要である。

第2の要件として、抽象的権限を前提として、当該職務を行うべき具体的権限がなければならない。

(補注：包囲された市民が「貴様ら何だ、何の用だ」と問い合わせているように、無関係の関係にあって「部屋へ」と強要されていた。)

第3の要件として、具体的権限があっても、相手方等の保護の必要から、職務執行上の、法律上の重要な要件・方式を踏んでいれば適法であり、そうでない場合は違法となる（最判昭和27年3月28日刑集6巻3号548頁）。

以上につき「刑法各論の重要問題」（450頁、451頁、大谷實、立花書房、初版第2冊）参照。

2 被告人の寄付金返還請求の分掌事務に関する原判決の判断の誤り

(1) 被告人の寄付金返還請求は社会教育課の分掌事務ではないこと

本件において被告人は、寄付金の返還等の話し合いのために、教育長との面談を求めていたところ、

330 (補注：この箇所は判決記録か、誤認も甚だしい。①「返還等の話し合い」（333頁）の余地なく、「行政手続法 第6条」に基づく処理期間内の「市長回答書」の発行で全て事済みの問題。②出向く用件は「確認」、この事のみ。)

図書館の建設は既に終わっていて（平成28年10月に図書館の開設は完了している。甲20）、寄付金は費消され、寄付金を基にした基金も廃止されている以上（甲12）、この時点における寄付金のは「教育に関する事務」（地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第21条) ではない。

(補注: ① [] 発言と同じ見立て②基金用途先を違え、指摘を無視して止まず、
して更に③船橋市方の用途先変更の回答を待たずと、違法及び不当の行為が問題
視されていない。この裏には「ワルは彼のみ」の、彼の提出資料のみが証拠物件
として扱われている事情が潜む。)

340

したがって被告人の寄付返還要求について、原判決が、社会教育施設の設
置に関することとして、社会教育課の分掌事務になると判断したのは誤りで
ある。

345

この時点における寄付金返還要求に対する対応は「教育に関する事務」で
ではなく、「財務に関すること」として企画財政部財政課の分掌事務となる。

350

(補注: 市長宛て質問への回答分掌事務方は市民の声を聞く課。縦しんば、教育委
員会が起案担当を委ねられたとしても、市長への申立書の日付が平成28年(2016)1
月22日。この申立書への「市長回答書」は「行政手続法 第6条」に準拠して、
市民の声を聞く課へは2週間以内、遅くとも平成29年(2017)1月中には、起案文を
提出し終えていなければならなかった。それなのに、①それより1年余も経過し
て、何を以て所管部局だと主張する立場にあろうや。若しかして、市長回答書の
起案を委ねられての立場とは受け止めていなかつたのではあるまいか。②弁護士
の論述主旨は「船橋市予算会計規則」及び「寄付金事務取扱説明」(財政課 []
氏、録音)に基づく。)

355

(2) 原判決の判断とその誤り

ア この点について原判決は次のとおり判示する。

360

「被告人が行った寄付金は、船橋西図書館設置のための基金に組み込まれ
た上、当該建設資金の一部として費消されており、一貫して図書館建設とい
う社会教育施設の設置のために用いられていることからすれば、本件寄付金
に関する事務の所管課を変更すべき事情はなく、被告人の寄付金に関する事
務の所管はなお、社会教育課にあったと認めるのが相当であり」(5頁)、

365

(補注: ①この箇所は事実誤認も甚だしい。議会で承認を得た「整備基金」の整備は準
備の意を内包し、「財政調整基金(以下「基金」という)」を意味しようか。②「千葉県
財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」(条例第四号)では「基金の処分(第
五条)」は経済事情の著しい変動、災害により、緊急に実施する等の「場合に限り、
これを処分することができる」と規程している。と云う事は③基金の用途先を変更し
て処分した行為は職員の不法・不当行為に當て嵌まり、裁判長の見立ては読解力不足
の不始末と指弾されるべき。)

370

しかし、寄付金が費消される前、図書館の建設が完了する前であれば、そ
の所管が社会教育課にあるとしても、これらの教育に関する事務は全て終了
しているから、被告人の寄付金返還要求は、もはや教育に関する事務ではな

く、金銭の返還請求であり、「財務に関すること」として財政課の所管になる
というべきである。

イ 加えて原判決は「当該寄付金の取扱いに関し、従前から被告とやり取りが
375 繼続されていたことに照らせば、図書館建設終了後、これを一般的な金銭請
求として取り扱い、その事務を企画財政部等に移管した場合には、従前の経
過等を全く知らない者が担当することになり、適切な対応が望めないことにも
なりかねない」(同頁)とも判示する。

(補注: ①「従前から被告とやり取りが継続されていた」の箇所は事実誤認も甚だし
380 い。双方の関係は微塵もなく、だから取り囲まれた際に「貴様ら何だ、何の用だ」と
市民が問うている。して更に②被告人は接近を避けんと、船橋東警察署の庇護
下に身を置いていた。それに③基金の最終始末は財政課の専権事項で、「基金預かり」
課が関与なる筋合いにはない。)

しかしながら、担当部署が移管した場合は、元の部署の者が新しい部署の
385 者に業務の引継ぎを行うことが当然行われており、今後の対応について支障
は生じない。そもそも本件で、被告人に対応した [] 部長の [] (以下「[]」とい
う)が、同 [] 部長に就任したのは平成 [] 年 [] 月 [] 日で、図書館
の建設は平成28年10月に完了し、基金も廃止されているから、[] は被告人
390 の寄付金に関する船橋市との、従前の経過について、自分自身の経験として
はほとんど何も知らなかつたことになる。現に [] は「被告人の対応について、
前任者から引継ぎを受けましたか」という質問に対し「はい、受けています」(第1回 [] 証言1頁)と答えており、[] 自身も前任者から引き継ぎを
受けたに過ぎないことを明らかにしている。

(補注: この前任が前々部長かが、市議の [] 氏へ「ワルは [] 課長一人。^{はか}他者は関
395 係ない」と説明している。)

したがって先に述べたとおり、担当部署が移ったとしても、前任者から引
継ぎを受ければ足りることであつて「適切な対応が望めない事になりかねな
い。」という原判決の判示は誤りである。

(補注: 「ア」の項は全て事実無根。「被告人の対応について」とあるが①双方の関
400 係は皆無。大体、市民が竣工後のニュースに接したのはお歳暮の時期で、[]
事務局長 [] 氏によって知らしめられている。②寄付金・基金は財政課長の専
権事項で、調整のなつた基金の預かり方が所管課という分別が無かつたことの惨
めさ、悲しさというもの。裁判長も弁護士も又、この知識なくして無用な論を展
開している。)

405 3 [] には抽象的職務権限がないこと

[] は、船橋市教育委員会生涯学習部 [] 課長で、その分掌事務は []
[] に関する事であるから、財務に関する事について職務権

限ではなく、寄付金の返還を求める被告人に対して対応することは、そもそも法令上客観的に確定される権限、つまり抽象的権限の範囲外にあると云うべきである。

410

(補注：[]課長は録音で、生涯学習部の位置付けを「必要があれば」の事務方と解説、即ち「調停の手続」で委ねられた基金用途先事務方に過ぎないと。それにしても、疎遠な市民を相手方と見做していたとは「お釈迦様でも気が付くまい」。何の用あってか、それを市民は知らされず、知りもしない。)

415

4 []にも、抽象的職務権限がないこと

[]は船橋市教育委員会 []部長であり、その分掌事務に []に関することは含まれるが、企画部財政課（補注：船橋市欠カ）の事務は権限外であり、[]同様に、寄付金の返還を求める被告人に対して、対応することは抽象的権限の範囲外にある。

420

5 []には、具体的職務権限がないこと

(1) []の被告人に対する対応

425

次に []は、同教育委員会管理部 []係長で、その分掌事務は []に関することであるから、被告人の申入れに対して、[]するという意味で、被告人に対応したことについて、抽象的職務権限があると言える。

しかしながら、ここで []が行っていたことは、主管がどこにあるかについて、被告人の話を聞いて検討するという対応ではなく、生涯学習部の分掌事務になるという誤った判断の元に、被告人に対し、[]部長が対応するので、同部長室に入るようになると繰り返し求めただけであった。

430

(補注：[]担当の域を超えて、このチャンスを逃してはと策略を回らせ、市民を部屋へ押し込もうの旗振り役にあったと分析、本事件の根底には、この係長の自作・自演が潜むとの論を展開している。)

(2) 被告人の供述

435

被告人は、当日の行動について、要旨を次のとおり供述している。

教育長に会いに7階へ行った。最初に若い方が出てきて、（補注：前以ての約束で）教育長に会いに来たと伝えると、その若い方が教育長の部屋の方向へ2、3歩歩を進め、被告人もそれに沿って廊下を行こうとしたところ（第3回被告人供述調書11頁）へ、[]の[]係長（[]のこと）が出向いてきた（同12頁）。

440

[]が、教育長はいない、外に行っていると言ったので、それに対して、何だよということで被告人が、そういう非礼なことはないのではないか、そういうことは許されないのじゃないのか。8日の日にいないのならば、日を延ばしたっていいわけだから、8日に決めたのは議会筋で休みの日だ

ということから、その日程を選んで伝えてあるのだからと、相手の対応の非礼を諭す言動を続けた（同24頁）。

それに対して、■は黙秘していた。

そこで被告にも、しようがないな、これ以上文句を言ったって始まんないよなと、帰ろうと思って右に行ったところ（補注：廊下の右へ目を転じたところ）、2人（■と■のこと）が来た（同25頁）。

それで、その後は3人が東になってきた。「向こうは百万遍、部屋を用意してあるから。私の方は何の用だと、これを百万遍。もう、これのやりとりだけ。後は言葉なし」（同25頁）。「どういう用件ですかと、何の用があつてなのですかと聞きましたら、そのことはいいんだと。部屋を用意してあるから。そこへいったら話すからと」（同13頁）。すなわち■、■らは、部屋を用意してあるからそちらへどうぞと言うのに対し、被告人は何の用なんだと聞くも、用件は部屋へ行ってから話すということで話そうとせず、■、■らは、ただ部屋を用意してあるからと繰り返すだけだった。被告人はその部屋について、教育総務課の彼等が会議をする控え室だと思っていたと述べている（同25頁）。

(2) ■の供述

この点について■は次のとおり供述している。

「■部長は、私が対応します（■のこと）ということで、部長室が同じフロアにあるんですが、■部長室へお越し下さい、お話を伺いますということを何度もお伝えしましたが、そこは頑として教育長に会いにきたんだということを、くり返しおっしゃっていました。」「■部長も■課長も私も、同じようにくり返し伝えております。」「はい。（被告人が率直に応じたことはなかったんですねという質問に答え）」（■証言5頁）。

（補注：丁寧語で挨拶したやにあるが、後付けの言い分け。部長対応の箇所は予定の段階で「代わって私が」の段取りを踏んでいたの意味合いか。「お話を伺います」は有り得ない。何故なら、部長だの名前がどうのは法廷で知らしめられた情報で、以前より無関係の関係にある彼等に囲まれた、その場で「お話を伺いましょう」は想定し難かろう。恐らく、口裏合わせに齟齬が生じてのプレがここに潜もう。）

そして■は、被告人が威嚇のために1回傘を振り上げて、そのまま収めたと述べ、その後についても次のように述べている。

「同じように、■部長が対応しますという話をしている時に、もう一度、傘の先端を天井に上げて、そこから振り下ろされたという事になります。」（同6頁、7頁）。

（補注：誰が打たれたのだろう。実際は、■係長の独断場で、そこへ「観念して、従え」めいたチャチを入れて来るものだから、「横から口を出すな!!」と傘

を押し付けたに過ぎず、威嚇というのなら、そうしなければならない要素は何であったか。包囲され、威嚇され、防御の姿勢に出ることに責められる要素があるか。「因果関係」で検証ならぬ裁判官の未熟さが透けて見える。)

このように、■■■の証言によれば、被告人が威嚇のために傘を振り上げて、そのまま■■■らは、■■■部長が対応するので別室に入るようとに、しつこくり返し求めていたのである。

(補注：被告人は「騒ぎが収まった後も、拘束し続けられていた」の意カ。)

(3) ■■■の供述の誤り

■■■は、被告人が、教育長に会いに来たんだということをくり返し言っていたと述べているが、被告人は、■■■へは最初にそのことを伝えたものの、教育長がいないと言われてからは、教育長が不在である事が分かっているのに、日付を延ばすなどの対応をしなかった非礼を、(補注：被告人が) ■■■に対して諭していたものの、教育長に会いに来たとくり返し述べる必要はなく、そのようなことを述べていない。

また被告人は、部屋を用意しているとは言われていたが、■■■部長室という説明は受けていない。

(4) ■■■の行為には具体的職務権限がないこと

被告人は、教育長に会いに来たところ、教育長が不在で会えないのであれば、これ以上話は進むまいと、現に被告人が■■■の非礼を諭した後、帰ろうと思っていたところへ■■■と■■■がやってきて、別室へ行くようにとくり返し求めたものである。

■■■としては、■■■の分掌事務になると判断した理由について、被告人に伝えることはできるとしても、被告人が別室に入ることを明確に拒絶しているのに、別室に入るようにくり返し求める権限はない。

(補注：殴られたとするのがこの係長。すると、「観念して」とチャチを入れたはこの係長か。検察方も疑惑を抱いて彼の立場を問うている。)

しかも被告人が、用件は何かと聞いても答えず、用件は別室で話すので別室に入るようにと求め続けたのである。

(補注：本件は係長の自作自演の遺恨晴らしの懸念あり、何故なら、2番手参考人として「暴力の手に出かねない性癖であれば、法の許す限りの刑罰を」と嘆願している。)

高齢で病弱の被告人に対し、30分以上にわたって押し問答をくり返し、再三にわたり別室へ入るように求め、圧力を加えることは具体的な職務権限外の行為であり、違法かつ不当である。

この■■■の行為の違法性は次のとおり、■■■や■■■の供述を検討することにより一層明らかになる。

6 職員3名の被告人に対する違法行為

(1) []、[]、[]の被告人に対する対応

520 []、[]及び[]の3名の職員は、被告人に対し、用件を伝えずに別室に入るよう求め、被告人が別室に入ることを明確に拒絶しているにもかかわらず、職員3名で、高齢で病弱の被告人を取り囲むようにして心理的圧力を加え、30分以上にわたって押し問答をくり返し、同室に入るよう求めたのであって、かかる行為は、被告人の自由な意思を侵害するものとして、違法かつ不当である。

(2) []の供述

525 この点について、[]は次のように述べている。

「カウンター越しで、立って朝野さんと[]がやりとりしていましたので、私、部長室がございますので、私の部屋へ行ってお話ししましょう、ということで催促しました。」(第1回[]証言4、5頁)

530 「応じませんでした。(被告人が、部長室へという案内に、率直に応じましたかという質問に対する答え)」「おまえは関係がない。教育長に会わせろということで、おっしゃっていました。」(同5頁)

「私は常に、私の部屋へ行きましょうということで言っていました。」

「被告人は、おまえは関係がない。俺は教育長に会いに来たんだということで、ずっとそのやりとりでした。」(同6頁)

535 被告人が威嚇のために傘を振り上げておろした後についても、「それで、私が促していると、朝野さんは教育長に会わせろということで、やっぱり押し問答になりまして、結果的にもう一度振り上げました。」

(補注：[]は部長か。被告人との関係にあっての話であれば、小突かれた相手は[]でなくしてならず、それは被告人の感想と符合するも、小突かれたのは係長になっている。彼等は前以て口裏合わせをしているので化けの皮がはげた一例か。)

(3) []の説明の誤り

先に述べたとおり被告人は、[]部長室に行くようにという説明は受けておらず、[]は誰の部屋かを特定せず、部屋へ行くように求めたものである。

545 []は、被告人が教育長に会わせろ、と言って押し問答になったと述べている。然し被告人は、[]から、教育長が不在であるという説明をうけており、不在であるから会えないことは当然理解しており、その段階で被告人が、教育長に逢わせろとくり返し求めることは有り得ない。

(補注：用意したとされる部屋は当初、教総課の打合せ室だと推測した。然し、本文に接するまでは部長室であったとは知らず、情報で、押し込められる部屋は道を挟んでの会議室と認識していた。この[]は部長のことか。下を向き、ずーつ

と足先で輪を描き、静観の姿勢にあったと記憶する。彼の言い分に整合性のないのは打合せの結果を代弁したが故で、そうでなくして彼が、見ず知らずの間柄で、「クレイジー」と司法警察官へ吐き捨てることもなかろうし、法廷で、罵詈雑言を以て被告人を打ちのめす立役者を演じる道理もない。)

555

押し問答になったのは、■らが「用件は部屋に入ってから話します」と答え、被告人は「部屋には行かない」と言って、これを押し問答のように繰り返していたものである。

560

被告人は上記について「このやりとりは、むこうは百万遍、部屋を用意してあるから。私のほうは何の用だと、これを百万遍。これのやりとりだけ。あとはもう、言葉なし」(第3回被告人供述調書25頁)と述べている。

(補注：被告人の発言は、君らは「何者だ。何の用だ」、このフレーズの域を超えない。「行かない」との意思表示をしていない。)

565

(4) ■の供述

■もこの点について、次のように述べている。

570

「はい。■部長と2人で(向かい、欠カ)、別室を取ってありますのでそちらでお話ししましょうと声を掛けました。」「被告人はおまえらは関係ない。私は教育長に会いに来たんだという旨を申しておりました。」「同じように、あちらのほうでお部屋をとってありますので、ちょっと移動していただけませんか、というお話をしました。」「被告人は応じませんでした。」

(第2回 ■証言5頁)。

575

(補注：そう言えば、彼等が向かって来た際に『広辞苑』ほどの分厚い資料を携えていた。教育長との関係とは無縁の、何かの問題を抱えて居て、説明しようの意図あっての接近であったか。今にしても分からぬ。)

580

そして、全体で、時間的にどのくらいですかという質問に対して、「大体30分から40分くらいの間だと思います。」「はい、かなり押し問答をしておりました」(第2回 ■証言19頁)。

(補注：2番手参考人は係長、■は三番手であったか。この男は尾羽打ち枯らした姿で、寡黙であった。)

更に、被告人が威嚇のために傘をふりあげてから■をたたくまでの時間について聞かれて「大体5分から10分だと思います。」「1回傘を上げてからふりおろして、押し問答があったため、それくらいの時間になりました。」(同20頁)。

585

(補注：この場面は集団リンチを再現している様で、主犯は■課長、従者が部長と係長の関係を構築していた。部屋へ押し込もうとのチャチを入れて来る、それに対応して被告人が反応した行為が、傘で小突くの実態であった。)

(5) まとめ

590 これらの []、[]の行為は、警察官が挙動不審者に対し、警察署に同行するよう求める行為に類似しているが、被告人はその素性も用件も明らかにしており（補注：「明らかにして」は「明らかであり」カ）、挙動不審者とは全く異なるし、そもそも []、[]、[]らは警察官ではなく、拒否する被告人に対し、用件も伝えずに別室に入るようくり返し求める権限は法令上全く与えられていない。両名（補注：3名カ）の行為は、被告人の自由な意思に対して心理的圧迫を加えるものであって、違法かつ不当である。

595 その押し問答の時間も全体として30分以上、被告人が威嚇のために傘を振り上げて、そのまま下に降ろして拒絶の意思をより一層明確に示したにもかかわらず、それでも5分から10分も押し問答を続けていたものであつて、当時83歳と高齢で病弱の被告人にとって、その心理的圧力、負担は非常に大きなものであったと言える。

600 (補注：電車に乗るのは年に数度。平素、病室にあって体力の限界を知りつつも、駅員に切符を都合して貰って台風の中を、出向いたのには約束を果たすの一念であった。駅より庁舎へ向かい、立ちっぱなしであれば胴より下は痺れで重く、課長の叫び「警察を呼べ」は、この場を解き放してくれる救いの声のように聞こえた。面識のないヤカラに取り囲まれ、問答無用で攻め立てられるどう仕様もなさより、[]係長らが救助してくれ、この事がなければ胴上げされ、部屋へ押し込まれていたであろうと思うとき、右手のステッキに物を言わせ、彼等を叩きのめしていたかと思えば身震いする。)

610 なお、[]及び[]に、抽象的職務権限すらないことは先に述べたとおりであるが、仮に百歩譲って、被告人に対して応対することが社会教育課の分掌事務になるという前提に立ったとしても、別室へ行くことを拒絶する高齢で病弱の被告人に対して、心理的圧力を加えて、30分以上にわたってこれをくり返し求め、押し問答を続けることは具体的職務権限の範囲外であって、職務行為が違法であるという結論に変わりがないことを、念のために指摘しておく。

615 7 まとめ

620 以上のとおり、[]及び[]には抽象的職務権限ですらなく、[]には具体的な職務権限がないうえ、別室に入ることを拒絶している高齢で病弱の被告人に対し、3名で取り囲むようにして心理的圧力を加え、再三にわたり用件も伝えずに、別室に入るよう求めた行為は、被告人の自由な意思を侵害するものとして違法かつ不当である。

3名の行為に職務行為の適法性が見つめられないことは明らかである。

第3 公務執行妨害罪における暴行の程度

625 1 公務執行妨害最後の成立に必要な暴行の程度

公務執行妨害罪が成立するためには、その暴行の程度が円滑な職務の執行を妨害するに足りる程度のものであることが必要である。(前掲、「刑法各論の重要問題」406頁)

630 2 事件当時の状況

635 被告人は事件当時83歳と高齢でかつ病弱であり、事件当日、雨の日に自宅から船橋市役所まで訪問するだけでも体力が著しく消耗していて、背中にリュックを背負い、右手に杖を持ち、左手に傘を持っていた(第3回被告人供述調書15頁)。これに対して前記のとおり、3人の男性職員が被告人を取り囲むようにし、別室に入るように被告人にくり返し求め、対応していた。

640 3 被告人の心境

645 被告人としては、幾ら口答で別室に行かないと拒絶しても、3名の職員はくり返し被告人に対し、別室へ入るよう求めるのみであり、拒絶の意思表示をより明確にするために傘で、[]や[]の腕を1回ずつたたいたものであろう。

(補注：小突いたのは、逃れられない環境を作つて部屋へ押し込もうのチャチを入れられたからで、その度に「掃き溜めの屑めが」と小突く、それである。)

被告人はこの時の心情について次のように述べている。

「このやりとりは、向こうは百万遍、部屋を用意してあるから。私のほうは何の用だと、これを百万遍。もう、これのやりとりだけ、あとは言葉なし。」(第3回被告人供述調書25頁)

「向こうは部屋へ押し込もうの作戦で、もう観念しろというように、部屋へ、部屋へと、こう来る。部屋へ入ったらどうなるの。1人に対して3人だよ。何がテーマなのかもわからない。」(第3回被告人供述調書28頁)

650 被告人において、両名に危害を加える意図があったとは到底考えられない。3名の職員がその後、被告人に対して別室へ行くように求めなくなつたのは、被告人の行為によって公務の執行が妨害されたからではなく、そもそも被告人の意思に反して、別室に入るように求める権限がないことを3名の職員は知つており、被告人が暴力を振ったことをむしろ、自分たちに有利に利用して、自分たちが被害者になり、その場を有利に収めようとしたからである。

(補注：東船橋警察署の庇護下にある被告人では、彼等は手を出せない。そこで、来庁するとなつて治外法権の場だと、[]に一筆書かせて悪計に走り、思惑通りに押し進めようとチャチを入れてくるものだから、小突くの手に出たところを「警

660 察を呼べ、暴力だ」と被害者の立場にすり替える、卑怯な手に出でていた。)

4 暴行の程度が軽度であること

被告人が傘で叩いたことによって、■や■が怪我をしていないことも客観的に明らかである。(■や■は病院へ行ったと述べているが、傷害についての診断書が出でていない。)

665 (補注：当日の「日報」等で、事実確認の必要大いにあり、このこと必須。)

■は、叩かれたときにはかなり痛かったと述べているが、怪我をしたとか、業務に支障が生じたと云うことは一切、述べていない。

(補注：両腕で防御の姿勢をとり「危ないじゃないですか」と仰け反った。「かなり痛かった、怪我をした・業務に支障を來したと供述していない」本人を代弁して第1参考人は「激痛で3日ほど、執務に堪えられない痛手を負った」と口述している。代弁者の発言要旨が、何を意味しているかは言うを待つまい。)

670 ■は「ちょっと痛いような感じでした。」(第2回■証言8頁)、「ちょっと赤くなつたような形になつてました。」(同12頁)と述べ、およそ業務に支障が生じるようなものではなかつたことを明らかにしている。

675 これに対して■は、■や■の業務に支障が生じたかのような証言をしているが、■や■自信がそのことを述べていないので、この■の供述は信用ができないと言うべきである。

(補注：■又は部長が脚本担当であったものか。船橋市警察署の「部長調書」では、被告人を極悪非道と指弾する姿勢を露わにし、被告人を「クレイジー」と決め付けている。して又、事もあろうに、係長は「刑の許す限りの罰を与えて欲しい」と嘆願している。この係長の立ち位置は何なのだろう。■課長とのコンビで画策した筋書きが根底に潜もうか。庁内トラブルの午後に「もう、付き合わない」とのファックス送信票が、■の名で送信されれば、公務中に仕出来した彼等の遺恨晴らしあつたと指弾して然るべきか。市民は、何に起因しての接触かを未だして分からぬ。)

685 5 まとめ

690 被告人の年齢、体力、これに対し■、■、■の年齢、体格、更に船橋市役所にあって、周りに船橋市役所職員（教育委員会事務局職員）が多数いる状況など、当時の具体的な状況に照らして検討すれば、被告人が傘で叩いた行為は、口答で拒絶している内容について、より明示的に拒絶の意思を示したものに過ぎず、船橋市役所の職員の円滑な職務の執行を妨害するに足りるものと言うことはできない。

第4 暴行の正否（成否か）

1 暴行の態様について

695 ■は、被告人が傘を持っていたのが、右手であったか左手であったか

について、検察官の尋問で、最初は右手であったと述べていたものの、左手だったかも知れませんと供述が変遷し、弁護人の反対尋問では「今は左手だと思う。」と供述を変遷させるに至っている。

700

このように供述の変換が生じたのは、[] が実際に当時の状況を記憶していて、その記憶に基づいて証言しているのではなく、被告人が傘で暴行を加えたという自分たちの主張に沿うように、話を整理して述べているだけであることを示している。

705

[] 証言と [] 証言についても、[] は自分が叩かれた後に、[] が前に出たと述べているのに対し、[] は横並びの状態から大きな動きはないと言っている。両者の証言に食い違いがある。したがって []、[]、[] の証言には、暴行の具体的な行為を認定するに足りるだけの信用性がないと言うべきである。

2 被告人に故意がないこと

710

被告人は、原判決が暴行と認定している [] や [] に対する行為について、要旨として次のように述べている。

715

「自分の右側に係長（[]）、左側に課長（[]）、正面に部長（[]）が対峙していて、間合いが 1m 位、自分はリュックを背負って右手に杖、左手に傘を持った状態で、持った傘を上に向けた状態のまま、拳を前に突き出した。拳が [] 部長と思われる人にさわったんだろうと思う。その後で拳を引っ込めた。課長が暴力だ、警察を呼べと大音声で言うので、何を言つてるのでめえ、と言つて前と同様に、左手に持った傘が上を向いた状態で、拳をその課長の方に向けて押し出した。当たったかどうかは分からぬが、当たったとすれば課長の方が近くだから、ダメージが大きかったということでしょう。」（第3回供述調書13頁～18頁）

720

（補注：警察調書をリライトしているので意味が取れない。「何言つてるのでめえ」と訂正されるべきで、寧ろ、警官の出動を期待していた。①誘拐の失態が明らかになること②膠着状態に進展が見られると分析したからだ。どうでもよい事にしても「相手方の出方に即応しての処置が小突きであった」事実関係がここにも覗える。）

725

これらは短時間の咄嗟の出来事であって、被告人は傘の動きに着目していたわけではないので、拳を突き出した時に傘がどのような状態になったかは不明である。

しかしながら被告人は、拳を突き出す動作をしたと述べていて、傘を振り下ろしたとは述べていない点が重要である。

730

（補注：「危ないじゃないですか」との反応あり、右腕を立て、左腕を添えて仰け反つていれば傘は触れていない。この場合は「指パッチン」に等しい仕草と見立てるべき。）

被告人は右手に杖を持ち、左手に傘を持っていたから、左手の拳を前に突き出す動作をした時、動作の開始時に傘を上向きにしていたとしても（親指が上にある状態）、その後拳を前に突き出した時に拳の状態も変わり（親指が右側にある状態になるのが普通である。）、握っている傘も動くから、持っていた傘が相手に当たった可能性は残ることになる。

被告人には、傘を振り下ろして暴行を加えるという故意は認められないのであって、原判決が認定する暴行罪は成立しない。

（補注：当初は暴行罪。船橋警察署は傘を調べ、小一時間の検討の結果として、暴行罪は成立しないとの結論を口答で表明している。それが千葉地方検察に移り、この際も暴行罪で、それが起訴になって、どういう訳か公務執行妨害罪に様変わりする。よって傘がどうのこうの話はナンセンスで、相対性原理より傘の損傷でダメージは推し量れれば、傘が無傷で、当たったも赤く跡が残ったもあるまい。）

第5 結論（本文略）／以上。

以下、陳情者補注：

2019年10月12日、台風に備えて土嚢を取りに出向いた会社員（47）が、応対を巡つて職員とトラブルとなり、居合わせた町長・█████の胸ぐらを掴んだ（小突いたトモ）からと、公務執行妨害罪で現行犯逮捕されていたが、さいたま地検は31日、不起訴処分にした。裁定主文・処分理由は明らかにしていない。

（吉川署、2019/11/01、09：34、スマホニース、埼玉新聞、リテイク）

解説をすれば、職員の態度に不満を抱いた町民が、居合わせた町長へ詰め寄り、言い争いになって胸を小突けば「暴力だ」と警察へ一報され、現行犯逮捕の経緯を迎っていたと云うことでしょう。この際、町長に「府内の保全・秩序維持」への気配りあれば避けられた事件で、寧ろ、指弾されるのは町長でなくしてならず、「地検の処分」は妥当と見なさざるを得ません。

船橋市の場合は、庁舎内で「前触れもなく複数の幹部職員が市民に迫り、名乗らず、用件を示さず、小一時間も拘束して、反抗されたから公務執行妨害だと訴え出で、市民を有罪に処さしめています。

この裏には意図的に、現場を曖昧にして「平常の受付事務の最中、一方的に暴力を振るわれた」と検察官・裁判官へ印象付けた、弁護士3名の司法テクニックが功を奏しているやに見受けました。

裁判記録を材料に起案した弁護士は刑事事件以外は受け付けない、謂わば請負弁護士とは異なり、ハイレベルの教養人であった。数カ所「高齢で病弱の被告人」と出るが、四谷の事務所へ出向いた際の印象に依拠しよう。

○裁判中、驚いた事がありました。「3人が口裏を合わせたように「朝野さん、寄附金」と云ったのです。疎遠であったことの証拠に、呼び鈴が煩く受話器を取れば「先生から、情報が入らないので様子が分からない」と、[]課長補佐からの電話でした。その際、「どなたさん」と問い合わせたように接触なく、それは、

そうです。彼等の接近を阻む目的で、東警察署の保護下にあった立場だからです。
770
775
780
785
790
795
800

しばらく、教育長に会いに来ると云うわけで、警察の縛りを避けられる庁舎内ならと、網を張って待っていたのではなかろうか。警察の庇護下にあることを承知している[]課長は、係長らを救助に向かわせ、そこで、「市民法律相談」で対応策をと市民へ助言をされている、これらの事例を以てしても、市長事務局ですら、教育委員会内部の様子には気付かなかった実態に当たれます。

何の理由があって、どういう訳で市民をとつ捕まえ、何かをしたかったか、正直、分かりません。どうも、公務としての分掌事務ではない問題を抱えていて、それを吐露しなければならない必要性に駆られていたのでしょうか。

弁護士の「控訴説明書」の筋道を追うや、[]部の部長と課長は、教育総務課に利用されたのではあるまいか。係長は取り囲んだ一員の座を占め、然もチヤチを入れて、市民にどやされていますし、もはや「関係しないと」[]課長名で事務連絡書を送信して来ているのですから、企画・演出、幕締めまで、全てが教育総務課の範疇を越えない、計策に基づく拉致未遂事件と決め付けて然るべき筋合いにありますか、糾明が待たれます。

○千葉県、千葉市の「例規集」を軌範とすれば、関与した[]、[]、その他の関係職員は「違法及び不当行為」を以て人事委員会に懸けられる筋合いにあります。

果たして、①室管理者はどうしていたか②報告書の提出並びに「船橋市公正職務委員会」(仮称)への段取りは踏まれているのでしょうか。糾明あらずしてならない一番の問題で、是非とも、資料の提出を求められたく希求するところです。

○行政機関たるもの、刑事事件として訴える、それが許される環境に無いというのが千葉県・千葉市の「例規」です。では、船橋市の場合、どの「条例・規則・規程」を適用、市民を訴え、罪人に仕立て上げて良しとしたか。「例規集」を以て糾明の作業に入らなくしては、地方自治体としての品格に劣りましょう。

室管理者より提出された「不当行為等対応状況報告書」を、局長級を委員長とする関係部長級である「船橋市公正職務委員会」(仮称)で協議するに、「服務・倫理規程」を範とすれば、「問題解決の手段を司法に委ねた事」の組織的対応が、
「船橋市例規集」の第何条第何項を以て決定されていたかが問題視されなくして

ならないのです。

805 教育委員会の機構を以て、[]を教育委員会事務方トップと位置付ければ、
彼は「教育委員会は教育機関で、法規や財政に関与する分掌方ではない」旨を明
言しています（〔陳情 第12号、[]見解〕2017/10/16）。

810 本来、この見解が的を得た委員会見解にあらざるしてならずも、意思の疎通に
欠け、摩訶不思議な教育総務課・社会教育課の挙動、それも極数人の^{うごめ}蠢きが教育
委員会全体を凌駕し、誤認も甚だしく、[]課長が船橋市企画財政部財政課
長の分掌事務代行者と固く信じていたらしいことが裁判記録（11頁378行～）で知
らしめられ、この事件は教育委員会と云うよりは、事務局の[]課長・同係
長、[]部長・同部[]課長の域を超えない、極々少数の間で画策され
た、公務中に公務を逸脱しての策略であったのではないでしょうか。

815 []係長[]氏の言を借りれば「教育長の日程が詰まつていれば、秘書は如何なる手当てを講ずるか」。事務分掌として「市民との連絡・調整
は市民の声を聞く課の専権事項。従前通りに、如何して事案を回して来なかつた
か」と、救助に向かつた[]係長は訝りましたが、「市民と教育長の会談」に
於ては気配り宜しく、市民が高齢者とて最寄りの公民館の部屋を用意し、送迎か
らメモ取りまで、[]係長・[]氏が全てを熟していました。

彼等は、セオリー通りの段取りを踏みませんでした。何故なのでしょう。[]

820 []係長の言葉を借りれば、彼は参考人として出廷、市民を「刑の許す限りの罰を与えて」と、公的立場で私情を吐露しています。公務員として想定し難い発言に捉えられますが、如何でしょう。「刑の許す限り」との表現は憎悪に満ちていて、口にすれば品格を問われる筋合いにあります。私情を以てすれば、
市民に何の落ち度ありとしていたかを、何としても伺ってみたいものです。

○ 船橋市は地方自治体であれば、法解釈の「例規」で判じなければなりません。①
職員が「突然現れ、名乗らず、用件を示さず」の接遇が「服務・倫理規程」に
馴染むのか②小一時間も市民を拘束させていた室管理者の責務は問われなく
して良いのか。

①②の検証もせず、職員の言い分だけで判じた③事務手続上の不公平さは、
問われなくして良いのかと、協議するのが三権分立でなる、地方行政機関の常
道と云うでしょう。

○ 図らずも、千葉市の資料に当たり、説明を請うて気付かされた事は「千葉市
庁舎管理規則」の、取り分け「接遇」に及ぶ「庁舎管理者」制度の原点は「千
葉市職員服務規程」「千葉市職員倫理条例・規則」にあって、必然的に徹底化
を図るに於て成就するものだと云うことでした。

更に増してとなれば、「職員専用の目安箱」設置でしょうが、何としても「條
例規則の充実」と「主旨の完全遂行」こそが肝要であり、一例を以てすれば、

840 本件に於いても「一報が入っていれば、お力になれたのに」([] 係長)と指弾される立場を弁えず、静観していた室管理者 ([] 課長・課長補佐)の不始末でさえ、「庁舎管理者」制度と「職員の公正な職務遂行」の徹底化で匡正され、職場環境が激変するものかと推考する次第です。

845 「庁舎管理者」制度が有効に働かなかつたが故に、「教育長決裁」に至らしめる過程で、「法令遵守」への違法・不当行為等が発生していたとすれば捨て置く筋合いになく、斯くなることが二度とあっては船橋市の名折れでもあります。

850 後期高齢者であれば本籍へ立ち戻る。その置き土産として愚見を呈するに、又とない機会の内部資料を精査し、「前轍を踏まぬように」と、「執務姿勢」への危機管理体制を構築されたく希求し、執行機関への斡旋と、監視の継続化を請う次第です。

(文責：陳情者 朝野雅文)

備考

855 担当の東京高裁書記官よりの助言は「最高裁」へ。その段取りとしてサゼスチョンありて、「法テラス千葉」契約弁護士2名へ相談を持ち掛けるに「地方自治体内の出来事に弁護士は関わらない。市議会議員の為すべき領域」との所見に接し、然らばと此の手続を踏みました。

「読んで字の如し」たるも、当方は行政プランナー、説明を望みたいところです。